

4 川崎市立保育園

ア 理念

[提言]

- 1 「川崎市公立保育園保育指針」において、子どもの権利条例の理念を反映させ、子どもの権利の視点からみた保育のあり方をより明確にすること。
- 2 子どもの権利の視点に基づく保育の実践について、保護者会や園からのたよりなどで、保護者の理解と協力を更に求めること。

現状と成果

子どもの権利条例の理念については、入所児童の処遇、地域子育て支援における非入所児童の処遇及び保育推進会議において具現化している。

特に地域子育て支援に関しては、園だよりやクラスだよりのほか、保育園からの発行物、インターネットによる保育園情報や子育て支援情報を発信しているほか、地域の乳幼児を持つ親とその子どもの支援に関し、保育園が遊び場の提供等を行うことで親子が家庭から出て来られるような環境作りに配慮している。

保育士と保護者による子どもの権利条例についての勉強会が開催されており、子どもの権利の視点に基づく保育の実践についての取組が始まっている。

また、「川崎市公立保育園保育指針」に沿った保育を全園が展開できるよう指導しており、同指針に基づいた入所児童の処遇を行うことにより、子どもの発達を考慮した保育及び子どもの人権を尊重した保育についての認識を共有できている。

さらに、保護者の多様なニーズに応えるため延長保育や各区で1園が年末保育を実施している。

課題

「川崎市公立保育園保育指針」中に、国の「保育指針」に加えて子どもの権利条例の理念を反映させ、子どもの権利の視点をより明確にするべきである。

イ 子どもの参加

[提言]

- 1 3園での実績を踏まえ、保育推進会議をすべての保育園で開催するよう努めること。
- 2 乳幼児の意思の受け止め方について、引き続き研究を進めること。

現状と成果

子どもの意見表明・参加の視点から、平成17年度には南部・中部・北部の各1園で保育推進会議を実施した。

この3園で実施した保育推進会議は、子どもが4名(年長児2名、卒園児2名)、保護者が2名、主任児童委員が2名、職員が2名という構成で、園長が子どもたちに質問する形で行った。保育園のこと、地域のこと、おとなに対して言いたいことなどについて子どもの意見を聴いたが、事前のシミュレーションや、発言しやすいよう配慮をしたことから、子どもは、比較的スムーズに臆することなく話すことができた。

この会議に参加していない子どもたちの意見や乳児の意思をどのように汲み取るかという課題はあるものの、この会議をもったことで、子どもの成長の過程や子どもがどんな意見を言えるか、どのような園での過ごし方をしているのかなどについて保護者や主任児童委員の理解が深まった。

また、保育園の活動の企画・実施にあたり入所児童の意見を求めることがある。

課題

乳幼児の意思の受け止め方について、引き続き研究を進めることが必要である。

3園での実績を踏まえ、保育推進会議をすべての保育園で開催する必要がある。

ウ その他

[提言]

- 1 日本語が十分理解できない外国人の保護者に対して、通訳の協力をしてくれる人材の確保をするなど、子どもにとって安心できる居場所となるよう保護者を支援する体制をつくること。
- 2 保育園への苦情や不満を受け止めるための「川崎市保育園苦情解決」の仕組みについて、その利用状況を検証し、より利用しやすい制度とするよう、制度のあり方、運用方法、第三者委員の資格等について引き続き検討すること。

現状と成果

障がいのある子どもや多様な文化的背景をもつ子どもに対しては、差別がないよう細かく配慮するよう園全体で確認している。見過ごしやすいこれらの子どもの思いを職員や他の子どもたちが受け止められるような関係づくりに配慮している。

また、子どもの権利が侵害されたり不利益を被ったりしていると判断した場合には、職員に対し、園長が「子どもの人権を意識して子どもに接しているか否か」をポイントに指導にあたっている。虐待ケース等については、関係機関と連携をとりながら日々細かい配慮をするとともに、保護者への心のケアに配慮している。

なお、不満や苦情については、当該保育園に確認をとりながら丁寧な対応を心がけている。

課題

日本語が十分理解できない外国人の保護者に対して、通訳の協力をしてくれる人材の確保をするなど、子どもにとって安心できる居場所となるよう保護者を支援する体制をつくる必要がある。